

商労文教委員会会議記録（第 1 号）

令和 8 年 3 月 5 日

福島県議会

1 日時

令和8年 3月 5日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 1時49分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	渡 邊 哲 也	副委員長	渡 辺 康 平
委員	長 尾 トモ子	委員	宮 下 雅 志
委員	山 田 平四郎	委員	宮 本 しづえ
委員	橋 本 徹	委員	伊 藤 達 也
委員	山 田 真太郎	委員	金 澤 拓 哉

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

渡邊哲也委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、伊藤達也委員、橋本徹委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外15件、議員提出議案第144号外7件及び請願12件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

本日は、整理予算関係議案の審査及び採決を行い、その後、議員提出議案及び意見書の提出を求める請願の審査を行う。

なお、一般的事項に対する質問については、各部局の当初予算関係議案の審査の後に願う。

これより労働委員会事務局に係る整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第69号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、労働委員会事務局長の説明を求める。

労働委員会事務局長

（別紙「2月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨（整理予算）」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

次長兼審査調整課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

労働委員報酬の減額は、委員会開催回数の減少によるものか。主な理由を聞く。

次長兼審査調整課長

審査、調整の回数が想定を下回ったことが主な要因である。

宮本しづえ委員

労働委員会に持ち込まれる事案が想定ほど多くなかったということか。

次長兼審査調整課長

委員指摘のとおりである。不当労働行為事件の審査に当たっては、1件につき委員が約20回出席する必要があるが、今年度は審査事件が少ないため減額が生じた。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時 4分 休憩)

(午前 11時 5分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

これより教育庁に係る整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第69号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

(別紙「2月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨(整理予算関係)」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

金澤拓哉委員

教13ページの福島県高等学校等教育改革促進事業の詳細を聞く。

高校教育課長

国は、未来を担う子供たちを育てていくための基本的な考えとしてN-E. X. T. ハイスクール構想による3つの類型を示した。1つ目は地域の産業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成、2つ目は理数教育、3つ目は不登校児童生徒や教員配置が難しい中山間地域の子供たちにも公平に質の高い教育を提供するための遠隔教育の充実である。国の構想に基づき、本県の実情に合わせた取組を具体的に検討しなければならず、まずは基金を創設するための条例を制定する。

金澤拓哉委員

事業のスケジュールを説明願う。

教育総務課長

当該事業は令和7年度補正予算による国事業であり、申請期間が複数回設定されているが、5月中旬の申請受付開始に向けて事業設計を進めている。当該事業ではパイロットスクールを設置し、今後、県内に成果を波及させていく。9年度から公立学校を支援するための国の交付金の新設が予定されており、その前段として事業設計を進めている。

山田真太郎委員

教5ページの退職手当について、8億8,204万円が計上されているが、私も4年間教育現場にいたことがあり、早期退職する教員はかなり疲れていた印象がある。

早期退職の理由や人数を聞く。

福利課長

退職の意思を示した教職員数が、当初予算における見込数を上回ったことにより、補正予算にて退職手当を増額している。当初予算では退職者を829人と見込んでいたが、退職後の選択肢の広がり等により、49人増の878人となる見込みである。退職理由については、定年等によるものが288人、勸奨退職が2人、自己都合等によるその他の退職が588人である。

山田真太郎委員

県として教員の働き方改革に取り組もうとしている状況において、自己都合退職

は今後も増加すると考えているのか、それとも減らしていきたいのか。自己都合退職者数が多いと思うが、見解を聞く。

福利課長

定年引上げの前後を比較すると、自己都合退職が増加傾向にある。当課では教員の個別の事情を把握していないが、働き方の選択肢が増えたことなどによると見ている。

宮本しづえ委員

私も退職者の増加が大変気になっており、ただいまの福利課長の説明には疑問を持つ。教育現場の労働環境が改善していないことが大きな要因であると思わざるを得ない。働き方の選択肢が広がったためやむを得ないと考えのではなく、原因を分析して改善を図り、深刻な教員不足への対策を取ってほしい。

教12ページの高等学校維持管理経費が約1億8,700万円も減額されている。各校から維持管理費が足りないとの声があるにもかかわらず、なぜ減額されるのか理解できない。先日、県立高校の卒業式に出席した際、電気代が足りず保護者が負担していると聞いたが、教育委員会全体の予算は減額されている。学校現場の声を本当に聞いているのか。各校の状況を正確に把握し、必要な予算をしっかりと充ててほしいと思うが、減額理由を聞く。

財務課長

高等学校維持管理経費の減額補正に係る主な要因は、電気料金関係である。当初予算編成時点では燃料費等が不透明な状況で約5億6,000万円を計上したが、結果的には新電力の応札もあり、約2億5,000万円で契約を締結したことにより、3億円以上の減額が生じた。委員指摘のとおり、教育現場は厳しい状況にあるため、一部については必要分を増額したが、結果的には1億8,780万円の減額とした。確かに各校から当課に対し、維持管理費の配分状況が厳しいとの意見が届いているため、真に必要な予算を確保できるよう来年度以降も引き続き努力していきたい。

宮本しづえ委員

各校に対し、本当に必要な額の維持管理費を配分できていないことが根本的な問題である。当然公費で賄わなければならない、保護者に負担を求めることがないようにしっかりと調整しなければ、学校は大変苦勞することとなる。担当課において学校現場の状況をしっかりと聞き取り、保護者負担が生じないよう対策してほしい。こ

れだけの減額は信じられず、保護者が聞いたら怒り出すと思うため、対策願う。

福島県高等学校等教育改革促進基金について、今年度分として国から6,000万円の交付を受けるとのことだが、これは毎年交付されるのか。今後の国からの継続的な予算措置などの見通しを聞く。

教育総務課長

今回創設する基金は令和10年度まで活用予定であり、このうち6,000万円は事業設計に活用する経費として交付を受ける。したがって、毎年交付されるのではなく、5月に申請を受け付ける事業の財源として10年度まで活用していく。

また、先ほど述べた9年度からの別の交付金は、文部科学省において事業設計をしている段階と聞いており、事業内容は別途公表される。

宮本しづえ委員

令和10年度までに事業化するための費用として6,000万円が交付され、今年5月までに申請することとなっているが、9年度からは別の交付金の新設されるとの理解でよいか。

教育総務課長

予算としては別のものであるが、どちらも高校改革に要する費用として軌を一にするものであり、同じ基金を活用する。現時点では令和9年度の交付金の内容がまだ判明していないが、両にらみでの事業設計が必要であると考えている。

宮本しづえ委員

N-E. X. T. ハイスクール構想における重点的な教育として、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成が挙げられているが、本県においても深刻な課題である。しかし、高校において専門的な人材を育成できるのか疑問に思う。例えば、介護職員が圧倒的に不足しているが、介護福祉士養成施設が減少している現状があり、高校での教育活動に介護人材の育成を組み込まざるを得ないため、このような取組をするのか。高校と専門学校の関係をどのように整理し、どのようなイメージで取り組もうとしているのか分からないため、考えを聞く。

高校教育課長

単なる労働力の確保ではなく、高度な技術を要する職業に対応できる人材の育成が求められる。介護や農業、工業、商業、水産業など、幅広い分野を教育が担っているため、当課としては、本県のどのような企業や産業が地域を支えているのかし

っかりと分析している。先ほど教育総務課長から説明があったとおり、モデル校において研究、分析し、具体的な取組につなげていくため努力している。

宮本しづえ委員

産業界が求める人材の育成は簡単ではなく、同時に、専門性を高める教育を受けたいとのニーズもあるため、高校がどこまでそれを担うべきか検討しなければならない。高校で基本的な力をしっかりと身につけ、専門学校でより専門的な知識や技術を身につけてもらうことが、実際に現場で働ける人材を育成することとなると思う。国は高校における産業人材の育成に力を入れているが、産業界が求める人材育成の基礎として高校に求められる教育をしっかりと検討し、実際に社会に出た際にきちんと働ける人格の形成を目指す教育にしっかりと取り組まなければならない。意見として述べておく。

渡邊哲也委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時44分 休憩)

(午前 11時46分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

これより企業局に係る整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第81号を議題とする。

直ちに、企業局長の説明を求める。

企業局長

(別紙「2月県議会定例会商労文教委員会企業局長説明要旨(整理予算関係)」

により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、工業用水道経営課長の説明を求める。

工業用水道経営課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

ダム負担金の減額補正について、工業用水道のダム負担金の考え方と、年度ごとに金額が異なる仕組みを聞く。

工業用水道経営課長

工業用水の取水源であるダムの建設や維持管理については、河川管理者である土木部が実施しているが、費用の約4割を企業局が負担する。

宮本しづえ委員

事業費の4割を負担金として支出するため、各年度の事業実績額により負担金の増減が生じると理解した。

渡邊哲也委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、企業局の審査を終わる。

暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

これより商工労働部に係る整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第69号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、商工労働部長の説明を求める。

商工労働部長

(別紙「2月県議会定例会商労文教委員会商工労働部長説明要旨(整理予算関係)」により説明)

渡邊哲也委員長

続いて、商工総務課長の説明を求める。

商工総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は、発言願う。

宮本しづえ委員

商8ページの雇用促進事業費の賃上げ支援については、国の補助に県が上乗せすることのことだが、国事業の要件を聞く。

雇用労政課長

事業場内最低賃金の引上げと設備投資を行う事業者に対する国の業務改善助成金に上乗せ支援する。

宮本しづえ委員

現状として、中小企業が賃上げを行うのは非常に大変である。設備投資を行うことで業績が改善し賃上げにつながるという考え方であると思うが、余裕がない事業者が多いのではないかと。具体的にはどのような設備投資を想定しているのか。

雇用労政課長

基本的には機械設備の導入であり、例えば食堂の調理機器、業務効率化のための勤怠管理システム、作業環境改善のための作業台車等の導入などを想定している。

宮本しづえ委員

国の補助に上乗せして支援するとのことで、設備投資や賃上げに取り組める事業者にとってはメリットが大きいと思う。一方で、設備投資が難しい事業者に対しても支援が必要である。令和7年12月補正予算による支援は喜ばれたため、引き続きの支援について検討願う。

商20ページの福島県地方大学・地域産業創生プロジェクト事業については、福島大学の水素エネルギー総合研究所に関連する施設整備に係る事業費とのことだが、どこにどのような施設を整備するのか。

次世代産業課長

旧金谷川小学校跡地における施設整備に向け、福島市との協議を進めている。

宮本しづえ委員

どのくらいの規模の施設を整備するのか。

次世代産業課長

新築するわけではなく、既存施設の一部を改修して活用する。

宮本しづえ委員

小学校跡地の活用については、地域住民に十分に説明されずに決定しており、地域に役立つ施設として活用すべきとの思いがある。福島市の対応の問題であり、県の問題ではないが、関連する予算が計上されているため、そのような地元の意見があることを述べておく。この施設が整備されることで、地域にとっては具体的にどのような効果が期待できるのか。

次世代産業課長

福島大学の水素プロジェクトは、地元企業との共同研究により進められており、プロジェクトが進行すれば県内経済にも効果が波及し得るため、県としても後押ししていきたい。

宮本しづえ委員

福島水素サプライチェーン構築事業の減額理由を聞く。

次世代産業課長

先ほどの答弁に補足する。福島県地方大学・地域産業創生プロジェクト事業は複数年度事業であり、来年度は建物を整備するが、その後、設備の導入などを行う。

水素を「つくる」、「はこぶ」、「つかう」というサプライチェーンにおいて、例えば「つくる」に対する支援として国の価格差支援制度があるが、その先の支援が

なかったため当該事業を新設し、周知広報の取組を進めてきたものの、新たな補助に至らず減額するものである。既に補助対象として決定している取組に対しては支援するが、補助件数が当初見込みに達しなかったため、来年度以降、水素社会実現に向け需要開拓を進めたい。

伊藤達也委員

商13ページの航空宇宙産業集積推進事業における5,181万4,000円の減額理由を聞く。

次世代産業課長

航空宇宙関連事業については、補助事業の減額が大きいため、事業が十分に活用されるよう取組を進めていきたい。

伊藤達也委員

一定の需要はあると思うが、うまくマッチングしないのか、あるいはPRが下手だったのか。

次世代産業課長

当該事業は事業貴館を今年度までの3年間としているが、来年度、地域未来交付金を活用し新規事業として同様の支援を実施予定である。使い勝手をよくするために事業内容を見直しており、サプライチェーン構築に向けた取組を進めたい。

宮本しづえ委員

商26ページの観光関連団体連携推進事業は、交付金事業であるとの説明があったが、既に事業化されている景気対策重点交付金を財源としているのか、それとも全く別の交付金なのか。財源となる交付金の詳細を聞く。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による事業は今回の補正予算に含まれているのか。

商工総務課長

観光関連団体連携推進事業の財源となる交付金は、商27ページに記載の新地方経済・生活環境創生交付金（新地方経済・生活環境創生交付金（第2世代））である。国の令和7年度補正予算で確保した交付金であり、本事業は8年度事業ではあるが、7年度中に交付決定する方針が国から示されたため、2月補正予算に計上している。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による事業は、7年12月補正予算で計上した。

橋本徹委員

商13ページの中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、先ほどの説明では実績額が見込額を下回ったとのことだが、約21億円の差額が生じる理由を聞く。

経営金融課長

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、東日本大震災、原発事故または令和3年と4年に発生した福島県沖地震により被災した中小企業者等の施設、設備の復旧整備を支援する事業である。

このうち東日本大震災分については当初、新規19件、再交付7件を見込んでいたが、中止や次年度以降に先送りとなった事業があり、実績として新規2件、再交付4件となり、合わせて約7億5,000万円を減額する。

また、福島県沖地震分については、6年度中に事業が完了したため、再交付案件が想定を下回ったことや委託料等の事務費が見込みを下回ったことにより、約15億円を減額する。あわせて、財産処分による国庫返還なども含め合計約21億3,500万円を減額する。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、商工労働部の審査を終わる。

採決のため暫時休憩する。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時36分 開議)

渡邊哲也委員長

再開する。

これより議案の採決に入る。

知事提出議案第69号のうち本委員会所管分外4件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第69号のうち本委員会所管分、同第74号、同第79号、同第81号及び同第83号、以上5件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認める。

よって、各案は一括原案のとおり可決すべきものと決定した。

これをもって、整理予算関係議案の審査及び採決を終わる。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願う。

ここで、執行部退席のため暫時休憩する。

（午後 1時35分 休憩）

（午後 1時37分 開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案8件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

渡邊哲也委員長

初めに、議員提出議案第144号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第144号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第145号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第145号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第95号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第95号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第96号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第96号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第97号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第97号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第133号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

少人数学級の実現は当然であるため、ぜひ可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第133号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第134号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第134号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第135号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第135号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願12件のうち、意見書の提出を求める請願を除く新規請願101号外4件については、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

渡邊哲也委員長

初めに、新規請願100号については、さきに審査した議員提出議案第144号に関連

していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願62号については、さきに審査した継続審査議案第95号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願63号については、さきに審査した継続審査議案第96号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願64号については、さきに審査した継続審査議案第97号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願92号については、さきに審査した継続審査議案第133号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願93号については、さきに審査した継続審査議案第134号に関連し

ていることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願94号については、さきに審査した継続審査議案第135号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は3月18日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月9日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、商工労働部に係る当初予算関係議案の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時49分 散会)